

# 医療保険のしおり

## 平成25年度指導における指摘事項 No. 1

平成25年度、中国四国厚生局鳥取事務所が実施した「保険医療機関個別指導」において指摘された事項を抜粋して掲載しますので、日常診療の参考にして下さい。

### I 診療に係る事項

#### 1 診療録

- (1) 自由診療と保険診療の診療録が区別されていない例が認められたので改めること。
- (2) 診療録に定期処方録を貼付し、それを基に処方の記載をdoで行い、定期処方内容が記載されていない例が認められたので改めること。
- (3) ページが改まっても、処方の記載をdoで行い、doの内容が明らかでない例が認められたので改めること。
- (4) 処方内容について看護師が記載しているが、その記載について医師が了解した旨の記録がないので改めること。
- (5) 自覚症状、他覚所見等必要事項の記載が乏しい例が認められたので改めること。
- (6) 診療録を更新するに際して、既往歴・病歴等の転記がないものが認められたので改めること。
- (7) 記載内容が判読困難な例が認められたので改めること。
- (8) 診療録に貼紙があり、貼られた部位の下の記載内容が不明な例が認められたので改めること。
- (9) 複数の医師が一人の患者の診療にあたっている場合において、署名又は記名押印等が診療の都度ないため、責任の所在が明らかでない例が認められたので改めること。
- (10) 手術実施に際し、手術記事を記載していない例が認められたので改めること。
- (11) 消炎鎮痛等処置、皮膚科軟膏処置等について診療録に実施したことが記載されていない例が認められたので改めること。
- (12) 指導・管理料算定に際し、指導・管理料の名称が正しく記載されていない例が認められたので改めること。

#### 2 傷病名

- (1) 検査の査定を防ぐ目的でつけられた医学的な診断根拠のない傷病名（レセプト病名）が認められたので改めること。
- (2) 傷病名について転帰が記載されていない例が認められたので改めること。
- (3) 傷病名の記載漏れが認められたので改めること。  
例：ラシックス、アルダクトンA、ハーフジゴキシンに対する心不全
- (4) 病状に合わせ転帰を判断し、傷病名を整理すること。
- (5) 皮膚疾患記載の際、部位が明記されていない例が認められたので改めること。
- (6) 病態が把握できる傷病名が記載されていない例が認められたので改めること。

例：神経痛

### 3 基本診療料

- (1) 治療が継続しているにもかかわらず初診料を算定している例が認められたので改めること。
- (2) 電話再診について、指示した内容を診療録に記載すること。
- (3) 夜間早朝等加算について、届け出た時間以外について算定している例が認められたので改めること。
- (4) 休日加算について、算定したこと自体が診療録に記載されていない例が認められたので改めること。
- (5) 外来管理加算算定に際し、問診、身体診察結果や患者に説明した病状・療養上の注意点の診療録への記載がない例、希薄な例が認められたので改めること。
- (6) 慢性疾患により短期間の入退院を繰り返す場合における入院の起算日については、急性増悪その他やむを得ない場合を除き、最初に入院した日とすることとされていることから、入院起算日については、医師の医学的判断のもと、適切に取り扱うこと。また、急性増悪等により再入院させることになった場合は、その時の病状が客観的に理解できるよう診療録に記載すること。
- (7) 入院診療計画の作成にあたり、参考様式として示された様式について「別添6」の「別紙2」を使用すべきところ、「別添6」の「別紙2の2」を使用していた例が認められたので改めること。
- (8) 褥瘡対策の基準について、日常生活の自立度が低い入院患者に対して、危険因子の評価が実施されていない例が認められたので改めること。
- (9) 褥瘡対策の基準について、褥瘡に関する危険因子のある患者及び既に褥瘡を有する患者について、褥瘡対策に係わる専任の医師及び専任の看護職員が褥瘡対策実施後の評価を行っていない例が認められたので改めること。
- (10) 栄養管理体制の基準について、特別な栄養管理が必要な患者に係る栄養管理計画を作成していない例が認められたので改めること。
- (11) 入院診療計画の作成にあたって、参考様式として示された項目の中で欠落した項目のある説明文書及び記載されていない項目のある説明文書が認められたので改めること。  
例：特別な栄養管理の必要性
- (12) 特別な栄養管理が必要な患者について、医師、管理栄養士、看護師、その他医療従事者が共同して栄養管理計画を作成しておらず、栄養管理計画を診療録に貼付していない例が認められたので改めること。
- (13) 救急医療管理加算算定に際し、緊急に入院を必要とする重症患者であることが診療録より確認できない例が認められたので改めること。

### 4 医学管理等

- (1) 特定疾患療養管理料算定に際し、管理内容の要点の診療録への記載がない例、希薄な例が認められたので改めること。
- (2) 特定疾患療養管理料算定に際し、当該管理料の対象疾患が主病でないにもかかわらず算定している例が認められたので改めること。
- (3) 特定疾患療養管理料算定に際し、当該管理料の対象疾患が主病でなく、佐薬についてつけられた傷病名であるにもかかわらず算定している例が認められたので改めること。
- (4) 悪性腫瘍特異物質治療管理料算定に際し、悪性腫瘍と確定診断がされた患者以外に算定している例が認められたので改めること。
- (5) 悪性腫瘍特異物質治療管理料算定に際し、治療計画の要点が診療録に記載されていない例が認めら

れたので改めること。

- (6) 小児特定疾患カウンセリング料について、カウンセリングを行った小児科を担当する医師が、アレルギー科以外の他の診療科を併せ担当しているにもかかわらず算定していたので改めること。
- (7) 難病外来指導管理料算定に際し、指導計画及び診療内容の要点の診療録への記載がない例が認められたので改めること。
- (8) 慢性維持透析患者外来医学管理料算定に際し、月の途中、他医療機関からの転医により実施した場合に他医療機関における当該管理料の算定の有無を確認することなく算定している例が認められたので改めること。
- (9) がん治療連携指導料算定に際し、当該指導料を算定したこと自体診療録に記載されていない例が認められたので改めること。
- (10) 退院時リハビリテーション指導料算定に際し、指導内容の要点が診療録等に記載されていない例が認められたので改めること。
- (11) 診療情報提供料（Ⅰ）算定に際し、交付した文書の写しを診療録に添付していない例が認められたので改めること。
- (12) 薬剤情報提供料算定に際し、副作用及び相互作用に関する文書による情報の提供がない例が認められたので改めること。

## 5 在宅医療

- (1) 往診料算定に際し、患家の求めの有無が診療録に記載されていないため、算定要件を満たしているか否かが確認できない例が認められたので改めること。
- (2) 在宅患者訪問診療料算定に際し、訪問診療の計画が診療録に記載されていないにもかかわらず算定している例が認められたので改めること。
- (3) 在宅患者訪問診療料算定に際し、診療録に継続的診療の必要性の記載がない例、訪問診療の計画が立てられることなく訪問診療を行い算定している例が認められたので改めること。
- (4) 在宅患者訪問診療料算定に際し、診療録が1年ごとに分冊されているにもかかわらず、訪問診療の計画が以前の診療録にのみ記載され、サマリーにも記載されていないため計画の内容が確認できない例が認められたので改めること。
- (5) 在宅時医学総合管理料算定に際し、月2回以上の定期的な訪問診療を行っていないにもかかわらず算定している例が認められたので改めること。
- (6) 在宅がん医療総合診療料（連携により体制を確保する場合）算定に際し、当該患者の病状、治療計画、直近の診療内容等緊急時の対応に必要な診療情報を連携保険医療機関等に電話により提供しており、文書により随時提供し、提供した診療情報を当該患者の診療録に添付することなく算定している例。
- (7) 在宅患者訪問看護・指導料算定に際し、医師が看護師等に対して行った指示内容の要点が診療録に記載されていない例、記載内容が希薄な例が認められたので改めること。
- (8) 訪問看護指示料算定に際し、厚生労働省が例示した訪問看護指示書の項目において記載されていない項目のある例が認められたので改めること。
- (9) 特別訪問看護指示加算算定に際し、訪問看護指示書を交付していないにもかかわらず算定している例が認められたので改めること。

- (10) 特別訪問看護指示加算算定に際し、厚生労働省が例示した特別訪問看護指示書の項目において記載されていない項目のある例が認められたので改めること。
- (11) 在宅自己注射指導管理料算定に際し、当該在宅療養を指示した根拠、指示事項、指導内容の要点の診療録への記載が希薄な例が認められたので改めること。
- (12) 在宅酸素療法指導管理料の算定に際し、当該在宅療養を指示した根拠、指示事項、指導内容の要点の診療録への記載が希薄な例が認められたので改めること。
- (13) 在宅酸素療法指導管理料算定に際し、当該指導管理料を算定したこと自体診療録に記載されていない例が認められたので改めること。
- (14) 在宅酸素療法指導管理料算定に際し、「その他の場合」に該当する在宅酸素療法とは、諸種の原因による高度慢性呼吸不全例、肺高血圧症の患者又は慢性心不全の患者のうち、安定した病態にある退院患者及び手術待機の患者について、在宅で患者自らが酸素吸入を実施するものをいうとされているところ、それ以外の患者について算定している例が認められたので改めること。
- (15) 在宅成分栄養経管栄養法指導管理料算定に際し、当該在宅療養を指示した根拠、指示事項、指導内容の要点が診療録に記載されていない例が認められたので改めること。
- (16) 在宅人工呼吸指導管理料算定に際し、当該在宅療養を指示した根拠、指示事項、指導内容の要点の診療録への記載が希薄な例が認められたので改めること。
- (17) 在宅自己導尿指導管理料算定に際し、当該在宅療養を指示した根拠、指示事項、指導内容の要点が診療録に記載されていない例が認められたので改めること。
- (18) 在宅寝たきり患者処置指導管理料算定に際し、実施した処置及び当該在宅療養を指示した根拠、指示事項、指導内容の要点が診療録に記載されていない例が認められたので改めること。
- (19) 血糖自己測定器加算算定に際し、診療録に測定値の記載がないため、その記録に基づき指導を行ったか否かが確認できない例が認められたので改めること。
- (20) 血糖自己測定器加算（月80回以上測定する場合）を血糖値の変動が大きい者以外に対して算定している例が認められたので改めること。